

## [書評]佐藤泰弘 『日本中世の黎明』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17044">http://hdl.handle.net/2297/17044</a>

佐藤 泰弘著 「日本中世の黎明」

重厚かつ高度な内容をもちながら、それでいて洗練された清新な感のする学術書である。表題からして、「黎明」という、少なくとも日本の歴史研究書にはあまりみられない用語を配したのは何とも新鮮だ。装丁もまた趣向がこらされている。頑丈な上製箱入・布装本という重装備にかかわらず、茶を基調としたそのデザインは軽快感にあふれている。箱の表裏面は白、背

面は茶をパックに、栄山寺文書の写真版を浮かび上がらせて、そこに黒地に白抜きで双行に背文字を配置するという、凝った作りである。表面のタイトルや裏面の書誌情報の配置にも工夫の跡がみられる。本体は全面を茶の布袋で覆い、背表紙にタイトルや著者名を金字にて一転して何の麥哲もなくシンプルに表示する。叙述スタイルや文体もまた一種独特で、端的に言って文章としては実に読みやすい。一つ一つの文章がおしなべて短い。あいまいな接続詞や副詞の使用はほとんどない。持つて回ったような記述や韻晦な表現、ペダンチックな言い回しもまずない。「……だ」とか、あるいは「……と思う」といった口語的な表現も時に用いられる。平明な短文が論理の展開にそって、リズミカルに重ねられる。それ故、内容的には理解するのが容易くはない問題を扱いながら、しかもかなり大部の書物にもかかわらず、それほど悪戦苦闘することなく読み進めることができ。歴史研究における叙述の仕方として、これから新しい方向性の一つを本書は示していると思う。

少しばかり外観的なことに拘泥しきたかもしれない。研究書であるからには、問題は内容だ。全体は4部から構成されていて、最初に「序論」、最後に「あとがき」が配置され、巻頭には口絵、巻末には索引がある。以下、内容の紹介をするべく簡潔に、しかしできるかぎり忠実に行いたい。

「序論 移行期としての平安時代」は、平安時代の位置づけに関する研究史である。戦後歴史学における代表的な平安時代論が、ほぼ時系列的に取り上げられる。中心的に論じられるの

は、戸田芳実氏や河音能平氏等による王朝国家論と、坂本賞三氏を中心とした王朝国家体制論である。こうした從来の平安時代論の展開過程や特徴等を批判的に分析し、後期王朝国家段階における「国司の地方支配」「国司や国衙に関する考察」の空白状況を指摘する。

「第一部 土地制度と莊園」は、検田や立券等の土地制度に関する研究である。

「第一章 国の検田」では、まず馬上帳・検田目録・負田検田帳といった検田に関する史料が丹念に分析される。馬上帳は検田使によって郡ごとに作成され、検田目録はその集計帳簿であり、両者は實際には国司の初任年に作成される。他方、一世紀の基礎的な収取単位である負田を対象とする負田検田帳は、毎年作成され、検田所の勘合を受ける。負田検田帳は、郡・郷に設けられた検田所・収納所間の連絡帳簿と解される。以上のような三種の検田帳の分析の上にたって、一〇世紀後半以降の検田の強化と一二世紀段階の検注への発展が論ぜられる。検注においては、作人の把握のみならず領主権の確定がなされ、しかも利田譜文による控除を前提とした公田数の確定が行なわれるとしている。

「第二章 立券莊号の成立」では、八世紀から一二世紀までの立券について、売買の立券、所領の立券、莊園の立券とその変化が辿られる。売買の立券については買人の積極的な働きかけが指摘される。所領の立券については、売券と立券が分離し、立券は所領認定の手続きとされる。こうした郡司・刀祢等によ

る立券に関する文書や解説、立券言上状を類型化した上で、「立券とは、領主と都司・刀銃の間で行われる、披露と認定の手続」と性格づけられる。莊園の立券については、「一一世紀末期以降における立券言上状の変化が分析される。とくに在庁官人の関与した立券言上状について、その多くは天皇や院等による莊園の設立に関するものであり、官使・院使の役割とともに、在庁官人の関与の重要性が指摘される。そして、莊園立券の手続である検査および榜示打ちに關し、一二世紀中期以降、前者から後者へとその比重が変化したことが述べられる。さらに、寛治四年（一〇九〇）の堀河天皇による不輸租田寄進を契機に、官符・宣旨による立券と莊号の付与がはじまつたとされる。

「第三章 東大寺領大和國小東莊」は、著名な小東莊を扱ったものである。略史が述べられた後、関連史料からうかがえる負名・領主・作人について分析が加えられる。最後に小東莊の枠におさまらない社会関係の広がり、生活圏の拡大について示唆される。

「第二部 徵稅制度と財政」は、封戸制の変遷を中心に、徵稅や財政問題を検討したものである。

「第四章 徵稅制度の再編」では、一一世紀中期における封戸制の再編を主張する勝山清次氏の見解が批判的に検討される。一〇世紀から一二世紀において東大寺が封物授受のために発行した各種の返抄と牒が綿密に分析され、一括決済方式が成立する一〇世紀末に封戸制再編の時期が求められる。封租催牒は勘用公文として機能しており、勝山説で指標とされた封物返抄

の成立は、単に別当の交替にともなう文書様式の変化にすぎないとされる。こうした封戸制の再編は徵稅制度全般の変化と関係しており、一〇世紀前期の著名な大山莊余部郷の事例では、編戸という人身の編成が基本になっているのに対し、一〇世紀末には田率賦課が基本となつたとされる。また封物の輸納方式について、封主への輸納から現地徵收へ、さらには受領の私的な倉庫である納所、およびその管理人である弁済使を介した輸納方式へ変化したことが述べられる。

「第五章 東大寺の組織と財政」では、東大寺における大和國濟物や諸国封物の収納・下行等の管理が検討される。納所の返抄の分析等から、一〇世紀末期には造東大寺所は収納機能を喪失し、三綱を中心とした新しい収納の仕組が生み出されたとされる。そして、一一世紀から一二世紀にかけての判審を結解が分析され、封物の収納と下行について論じられる。

「第六章 國家財政・徵稅と商業」では、財政運用や徵稅に関する文書の検討を通して、受領による都鄙間流通の再編が論じられる。諸司諸家の発給文書として、大藏省等が料物を支給する際の切下文、内藏寮等が督促状や給付手段として用いることもある返抄、東大寺が督促収や給付手段に用いる仮納返抄が検討される。諸國の発給文書として、受領・雜掌等が納所預等に下行を命ずる國下文、国内の郡郷に下行を命ずる國符・納所に対し東大寺への下行を命ずる公文所下文・下符が検討される。そして、下文・返抄は單なる督促状・下行命令書ではなく、一種の手形として機能したことが述べられる。このような文書

を得た者は、國下文・國符・下符を介在して、京都近辺に設けられた納所から現物の支給を受けるとされる。一一世紀の財政・徵稅制度の運用は、問丸の出現等にみられる一二世紀以降における商業発達の起点であったという。

### 〔第3部 国務文書と國務〕

は、受領や留守所の発給する國務文書に関する研究である。

〔第VII章 倉印と受領の執印〕では、平安時代の国司発給文書に捺された倉印が検討される。八世紀における國印と倉印が概観された後、栄山寺牒と弘福寺牒にあらわれた大和倉印が緻密に分析される。これらを滴入型・六字型・分離型と三種に分類し、文書の改作との関連の検討から、栄山寺による六字型倉印の私造が推定される。次に、山城、摂津、丹波、播磨の倉印についても分析が加えられ、倉印の使用は受領の在京と関係しており、倉印は受領が國府を離れた際に國印の代用として用いられたとする。

### 〔第VIII章 平安時代の国務文書〕

では、受領の発給文書であ

る「序宣・下文・國判・國宣」および留守所の発給文書である「附論 平安時代の國衙と領主」では、國衙の概念、國務と守所の判・下文が検討される。序宣は受領自身の伝達文書として、新司宣を基に一〇世紀後半に成立したとされる。着任儀式の前においても、在京でも発給できる点に特色があり、一一世紀中頃には公驗文書として用いられるようになつたとする。序宣に比し下文はより多様に用いられ、それは序宣を補う文書であつたとされる。國判については、記載場所によつて奥判文・袖判文・裏判文と三類型化し、それぞれに周到な考察が加えら

れる。これらの國判と、下達文書としての國符・序宣との関係についても言及される。國宣については、国内有力者に対し個別的説得のための文書として、一〇世紀末より用いられたと推察する。留守所の判については、讃岐國曼荼寺關連文書を素材にして、一一世紀末頃より袖判文になり、免除や所職補任に際しても用いられたとする。また留守所下文について、一一世紀には独自の判断による紛争処理のために、さらに一二世紀になると所職補任に際し用いられるようになつたとする。そして、留守所は徵稅・差發・紛争解決等の國衙の日常業務に関する多数の文書を発給し、単なる受領の下請にとどまらない面をもつていたことが強調される。以上のような各種の國務文書の考察に基づき、「一一世紀には受領の発給文書が多様化し、一二世紀にかけて受領が在京のまま國務を掌握する仕組み、すなわち「國務の構造的強化」が実現されたとする。この時代を「受領の時代」としてとらえ、それは「莊園制社会の直接の母胎だ」と述べる。

### 〔第IX章 清胤王書状群の書状と言上状〕

では、一〇世紀後半の済物納入や公文勘解の実態を知ることができる九条家本「延喜式」紙背文書中の「清胤王書状」について、他の紙背文書をも対照してその文書様式等が検討される。

〔第4部 平安時代の歴史的位置〕は、本書の結論ともいえる部分であり、律令時代から平安時代にかけての國家と社会の

移行過程が全体的に論じられる。

近世史研究における役論の影響の下に、「小右記」にみえる「上達部役」から着想を得て纏められたのが「第X章 平安時代における国家・社会編成の展開」である。役にみられる関係を「召一奉仕関係」とよび、それを機軸として貴族社会および地方社会の国家的・社会的編成とその転回過程が検討される。

貴族社会の役として、公卿の公役 上達部役、官人の役が具体的に取り上げられ、天皇への一元的奉仕から多元的奉仕関係への移行、関係構造の多元化について論じられる。地方の役については、公役および臨時雜役の展開という面から、負名と郡郷司、および国司・受領の役割や機能が論じられる。また莊園の公事・雜役および相撲役を素材にして、都鄙の役の運動、互換性が明らかにされる。そして、「おわりに」では展望をまじえ六点の論点を提起し、「一〇世紀後期から一世紀にかけての時期は、王權や國家機構が極度に希薄化し、新しい社会関係が卓越する時期」であり、「一世紀の流動的な構造は莊園制と院政を生みだし、その莊園制と院政によって「制度化」される」と述べる。

「第XI章 律令国家の諸段階」では平安時代論の前提として、律令国家の成立と変容が論じられる。まず様々な「二つの系統の律令国家論」における郡司の捉え方が批判的に検討され、「在地における官僚制的編成と都鄙間交通」の重要性が指摘される。次に、二つの平安時代論、すなわち王朝国家体制論と後期律令国家論が批判的に検討され、四点の疑問点が提示される。

以上の学説史的検討を経た上で、律令国家の成立を都鄙間交通という面から、そしてその変容を徵税制度と郡司の関わりの変化から分析する。結論として、評制の施行によって成立した律令国家は、一〇世紀末期の國衙機構の再編で終わりを迎えたとする。

「第XII章 中世の黎明」は、「序論」と同じく学位論文からの新稿である。一〇世紀後期ないし末期から一世紀初期が日本前近代史における重要な変化の画期として位置づけられる。この時期に國衙機構の再編、徵税制度の再編が進められ、地方支配の仕組が転換したとされる。都鄙を通して「受領の時代」が出現したとされる。それは受領層が高位の貴族社会に取り込まれる一世紀末期ないし一二世紀前期まで、ほぼ一〇〇年ほど続いたとされる。この時期、物流の仕組—輸納制度—も大きく変化し、受領の「京庫」が財政運用に組み込まれる。受領を中心とした都鄙間交通の展開は、「古代から中世への転換をもたらした大きな要因の一つ」であると述べる。莊園制は、受領の支配の仕組を取り取り、その上に継ぎ足されたものとされる。そして、三世紀から一六世紀までの歴史の流れを巨視的にみたとき、「この時期を境として統合から分裂へと社会の運動方向が変わる」とする。

「あとがき」では、収載論文執筆時の問題関心や発想の契機が語られている。

以上、紙幅の関係もあり不十分ながら、できるだけ忠実に本書の内容を要約した。本書は単なる論文集ではなく、全体が緊

密に体系的に構成されており、そしてその主張するところは極めて明瞭である。一〇世紀後半ないし末期から一一世紀にかけての時期を、「受領の時代」として捉え、そこに中世社会の起點を見出す構想は、一つの重要な問題提起として今後大いに議論されていくことになろう。この結論を導く個々のテーマに関するそれぞれの論稿は、高い実証性と強靭な論理に支えられているといってよい。当該時代の位置づけについて、研究の途上で著者自身の考えに大きな変更があつたようであるが、にもかかわらずさほどどの論理的破綻を見出すことはできない。取り扱われる文書に関する史料分析は極めて精緻であり、随所に新しい見解の提示がみられる。例えば、利田謙文に関する理解や、国司序宣の概念については蒙を開かれた思いがする。また第IV章の東大寺発給文書の分析等はまさに秀逸であるし、第VII章の倉印の分析においては、左利きによる捺印の推測や印影の変化の識別等、その観察の鋭さは驚嘆に値する。さらに第VI章の手形の機能との関連づけや、第X章の役を機軸とした社会編成の検討にみられるように、その着想の豊かさには目を見張るものがある。こうした考察は王権論や都鄙間交通といった視点からの、新しい枠組みの提示に結実している。本書は内容的に多くの知見と独創的な分析・考察を豊かに含んだ、極めて学術的価値の高いものであると思う。そのことを大前提とした上で、いささかの評者の貧しい疑問点を以下に記す。

まず第一に、本書の結論についてである。すでに森田悌氏が批判するように〔法制史研究〕四六号掲載書評、および「史

学雑誌〕一一〇編一一号掲載書評、評者も十分に納得することができない。役II「召—奉仕関係」という分析装置はたしかに斬新とはいえるが、やはりかなり超歴史的であるし、「関係構造」という概念との関連も不審である。統合から分裂へという歴史的把握もまだ印象的な段階の域を出ていないのではないかろうか。本書の分析は封戸返抄や国司文書をはじめとした文書様式の検討等には実に素晴らしい点があると思うが、しかし例えば徵税システム、国司の支配、流通の発展といった制度や実態そのものの追究という面では、かなり手薄感がする。ちなみに、本書の結論を導く重要な実証的根拠の一つに、徵稅制度の再編というテーマがある。この点について、封物の一括決済の成立という問題が本書では重視される。しかし、それは単に封主と受領の間の輸納の問題を扱っているにすぎないとする森田悌氏の批判は、一面の真理を的確についている。同じく一〇世紀前半の大山荘余部郷の事例から編戸に基づく收取を論ずる点に対し、口分田という名称はかなり遡った時期の班田によるものとする森田氏の批判も当つていると思う。たしかに、一一世紀中期における封物返抄の成立をもつて封戸制の再編を論じた勝山清次説に対し、それは別当の交替による文書様式の変更にすぎないことを立証した本書の批判は、その点に限つていえば有効かもしれない。しかしながら、はたして封物の一括決済が一〇世紀末に一斉に行われるようになったのであらうか。本書において後考に委ねるとされている史料、嘉保二年（一〇九五）の造東大寺返抄のような存在もある。また封租催課が單な

る勘会用公文として発行されたとしても、それが調庸返抄と対応している場合と、封物返抄という一括した名称を用いる場合では、たとえ名称の問題にすぎないとしてもやはり何か差があるのではないかろうか。このようなことを考へると、一一世紀を通じて封物の一括決済方式が進行していくたと考へるのが自然のように思われる。いずれにしても封戸制の再編の問題からどの程度徴税制度全般の再編の問題を論じ得ることが可能なのか、より慎重な検討が必要であるようと思われる。郡郷における徴税単位、徴税組織、徴税基準、徴税手続等といった制度的研究に基づいてはじめて、徴税制度全般にわたる再編の問題を論ずることが可能なのではないかろうか。残念ながら本書には、この点についての新しい本格的な分析を見出すことはできない。

本書は、王朝体制国家論において後期王朝国家体制への移行の指標とされている公田官物率法や郡郷制の再編等が、実証的に

第二に、「第四章」で倉印を受領の携帯印と推測する点につ

いてである。倉印は畿内近国に偏って使用されていることから、鎮西の受領と対比させて、畿内近国に受領は在京することが多かったことを推測し、そこから簡単な印章として倉印が用いられたとする。はたして在京する受領は畿内近国に限定されるのだろうか。鎮西は別としてもその他の国では、通仕は存在しないのだろうか。もしさうだとすれば、本書の重要な視点の一つであり、中世社会への移行の重要な要因の一つとされる、受領が介在する都鄙間交通という現象は、地域的にも規模的にも極めて限定された性格のものとならざるを得ないのではないか。しかしながら、本書において、例えば「貞信公記抄」の記述から備中・伊予といった中国・四国の「京庫」の存在が指摘されている(二二六頁)、あるいはまた「權記」の記述から越前・駿河といった北陸・東海の弁済使・雜掌ないし納所預の存在が語られている(二二八九頁)。これらは畿内周辺だけではなく、遠隔地の受領においても様々な都鄙間交通への関与を示しているのではないのだろうか。倉印の本来的な機能については今後の検討課題とされるが、倉印は免判に多く使用されているという現象にも注目する必要があるのではないか。本書でも触れられているように、倉印は元来、正倉の印であった。勿論、平安期には正倉は顛倒してしまったが、租穀収納、正税管理、春米運京といった業務の系譜との関連から考察する必要もあるのではないかと思う。

以上、わずかに二点しか疑問点を指摘できないのに比し、

一々列挙はしないが本書からは多くのことを学んだ。誤植

は五箇所ほど氣づいたが、取るにたらない微細のものにすぎない。卑俗な言い方で恐縮だが、極めてコストパフォーマンスの高い本だ。なお、本書の叙述スタイルの雰囲気を伝えるために、また評者自身がそれに感化・啓発されたということもあって、できるだけ同じ手法を試みようとした。しかし、本書の軽快感溢れる歯切れよさには遠く及び得なかつた。深く非礼をお詫び申し上げたい。(一〇〇一年三月、京都大学学術出版会、A5判、六六四頁、七〇〇〇円)

(梅田 康夫)